

市議会9月定例会が開会

市議会9月定例会が、9月1日(木)に開会されました。市長提出議案は23議案。主な議案は次のとおり。

- 草加市在宅福祉センター設置及び管理条例の一部を改正する条例の制定について…高年者が住み慣れた地域で自立した日常生活を営めるよう地域の支援体制を作り、高年者の介護予防、高年者・介護する家族等の福祉の増進等を行うことを目的として、草加市在宅福祉センターさくらの里の事業内容を転換します。
- 草加市児童遊園設置条例の一部を改正する条例の制定について…近隣に都市公園を新たに整備するため、草加市吉町第2児童遊園(吉町一丁目)を廃止します。
- 令和4年度草加市一般会計補正予算(第3号)
- 令和3年度草加市一般会計歳入歳出決算の認定について

入学準備金貸付制度の活用を

9月30日(金)まで

☎総務企画課 ☎922-2619 ☎928-1178

高校・短大・大学・専門学校等への入学希望者の保護者で、入学準備金の調達が困難な人は、審査の上、入学準備金の貸付制度を利用できます。

■条件(①～③の全て満たす人)

- ①市内に1年以上居住し市税を完納している。
- ②1都6県(東京・埼玉・神奈川・千葉・栃木・茨城・群馬)居住で市区町村税を完納し、債務を保証できる所得等がある連帯保証人(18歳以上で申請者と別世帯居住)が1人いる。
- ③申請者及び連帯保証人が、市の他の奨学金制度の保証人でない。

■貸付限度額(いずれも無利子)

高校・高専・専修学校…国・公立10万円、私立30万円
短期大学・大学…国・公立20万円、私立50万円

■返済

貸し付けを受けた月の翌月より6か月経過後から、国・公立の学校等は24か月、私立の高校・高専・専修学校は36か月、私立の短期大学・大学は48か月で均等月払い。

■個別相談

平日午前8時30分～午後5時に随時受け付け。電話相談可。
☎9月30日(金)までに総務企画課へ。

～ご結婚50年おめでとうございます～

金婚のお祝いに記念写真を撮りませんか

☎草加市社会福祉協議会 ☎932-6770 ☎932-6779

草加市社会福祉協議会では、金婚を迎える夫婦へのお祝いとして下記の写真館等で夫婦の写真(165mm×120mm)を1ポーズ撮影できる券を配布します。

なお、例年開催している金婚式は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、開催を中止します。

■対象者

昭和47年(1月1日～12月31日)に結婚した夫婦

■定員

80組

■写真館・スタジオ

- ・高砂スタジオ(高砂2-21-35)
- ・横田写真館(高砂2-17-10)
- ・草加写真スタジオ(草加1-18-24)
- ・ボアスタジオ(栄町3-1-22)
- ・ホットスタジオ(谷塚町591)

※2ポーズ目以降は有料。

☎同協議会・コミセン等で配布する申込書を9月16日(金)～10月28日(金)(消印有効)に郵送または持参で同協議会へ。



提出期限が近付いています

住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金



☎臨時特別給付金コールセンター ☎0570-000-653

支給要件を確認の上、受給を希望する場合は、期限までに提出を。
※既に本給付金を受給した世帯は、対象となりません。

1 令和4年度住民税非課税世帯

(1)住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金支給要件確認書

該当すると思われる世帯へ支給要件確認書を送付しています。必要事項を記入して返送してください。

提出期限：支給要件確認書に記載の日付(必着)

(2)住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金申請書(請求書)

該当すると思われる世帯へ、7月中旬に申請書を送付しています。必要書類を添えて返送してください。

提出期限：9月30日(金)(必着)

2 令和4年1月以降の家計急変世帯

■対象：新型コロナウイルス感染症の影響で収入が減少し、世帯全員が住民税非課税相当となった世帯

■提出期限：9月30日(金)(必着)

申請書(市ホームページ(QRコード)から入手可)に、必要書類を添えて郵送で臨時特別給付金室へ。印刷ができない人はコールセンターへ問い合わせてください。

市職員がATM操作のお願いや手数料の振り込みを求めることはありません。注意してください。

詐欺に注意!



生活困窮者自立支援金の申請期限を9月30日(金)まで延長

☎生活支援課生活困窮者自立支援金担当専用ダイヤル ☎924-2825 ☎928-6635

生活困窮者自立支援金の申請期限を9月30日(金)まで延長しました。支給対象の可能性のある世帯へ申請書を郵送します。詳細は市ホームページで確認してください。

■対象者

収入や資産が一定の基準以下で、ハローワーク等に求職を申し込み誠実かつ熱心に求職活動し、以下に該当する人。

《初回支給》

- ・総合支援資金特例貸付再貸付終了者、同支援資金(初回)及び緊急小口資金貸付終了者など

《再支給》

- ・生活困窮者自立支援金初回支給終了者

■支給額(世帯別、支給期間は最長3か月間)

単身：月6万円 2人：月8万円 3人以上：月10万円

☎9月30日(金)(消印有効)までに申請書を同封の返信用封筒で提出してください(郵送申請のみ)。

敬老事業

対象年齢を80歳以上に引き上げ

☎草加市社会福祉協議会 ☎932-6770 ☎932-6779

敬老事業は、これまで対象年齢を「75歳以上」としていましたが、令和4年度から「80歳以上」に引き上げます。今や人生100年時代に突入し、人生の充実期が延びたことや、社会的に活躍されている人の年齢層が高まっていることなどの実態を踏まえて、変更することとしました。

ご理解いただきますようお願いします。